

信州大学と長野県諏訪清陵高等学校とのスーパーサイエンス
ハイスクール事業に係る連携・協力に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、長野県諏訪清陵高等学校（以下「高校」という。）がスーパーサイエンスハイスクールの指定に基づき行う理科・数学の重点教育研究に関し、信州大学（以下「大学」という。）が次条に掲げる連携事業による協力・支援を行うことで高校と連携し、高校における理科・数学教育の充実・発展を図るとともに、将来有為な科学技術系人材の育成を目的とする。

(連携事業)

第2条 大学は、次の各号に掲げる連携事業を行う。

- 一 高校への教員等の派遣
- 二 高校の生徒を対象とした特別講座等の開設
- 三 高校における教科指導及び進路指導に係る指導・助言
- 四 その他両者が協議し同意した事項

(覚 書)

第3条 前条各号に掲げる連携事業の具体的な内容については、両者間で覚書を取り交わし実施する。

(報 酬)

第4条 高校は、第2条各号に掲げる連携事業に係る報酬を、スーパーサイエンスハイスクール委託事業積算に係る統一単価に基づき支払う。

(期 間)

第5条 この協定は、高校におけるスーパーサイエンスハイスクールの指定が終了する平成17年3月31日まで有効とする。
2 有効期間満了までの間、毎年度末に協定内容を見直し、両者間で合意が得られた事項について改訂する。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた事項については、両者間でその都度協議する。
2 この協定書は2通作成し、両者が各1通を保有する。

平成14年8月2日

信 州 大 学 長

長野県諏訪清陵高等学校長

(署名)

印

(署名)

印

諏訪東京理科大学と長野県諏訪清陵高等学校とのスーパーサイエンスハイスクール事業に係る連携・協力に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、長野県諏訪清陵高等学校（以下「高校」という。）がスーパーサイエンスハイスクールの指定に基づき行う理科・数学の重点教育研究に関し、諏訪東京理科大学（以下「大学」という。）が次条に掲げる連携事業による協力・支援を行うことで高校と連携し、高校における理科・数学教育の充実・発展を図るとともに、将来有為な科学技術系人材の育成を目的とする。

(連携事業)

第2条 大学は、次の各号に掲げる連携事業を行う。

- 一 高校への教員等の派遣
- 二 高校の生徒を対象とした特別講座等の開設
- 三 高校における教科指導及び進路指導に係る指導・助言
- 四 その他両者が協議し同意した事項

(覚 書)

第3条 前条各号に掲げる連携事業の具体的な内容及び必要経費・交通費等については、両者間で覚書を取り交わし実施する。

(期 間)

第4条 この協定は、高校におけるスーパーサイエンスハイスクールの指定が終了する平成17年3月31日まで有効とする。

- 2 有効期間満了までの間、毎年度末に協定内容を見直し、両者間で合意が得られた事項について改訂する。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた事項については、両者間でその都度協議する。

- 2 この協定書は2通作成し、両者が各1通を保有する。

平成14年8月2日

諏訪東京理科大学長

長野県諏訪清陵高等学校長

(署名)

印

(署名)

印

セイコーエプソン株式会社と長野県諏訪清陵高等学校とのスーパーサイエンスハイスクール事業に係る連携・協力に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、長野県諏訪清陵高等学校（以下乙という。）がスーパーサイエンスハイスクールの指定に基づき行う理科・数学の重点教育研究に関し、セイコーエプソン株式会社（以下甲という。）が次条に掲げる連携事業による協力・支援を行うことで乙と連携し、乙における理科・数学教育の充実・発展を図るとともに、将来有為な科学技術系人材の育成に寄与することを目的とする。

(連携事業)

第2条 甲は、次の各号に掲げる連携事業を行う。

- 一 乙への社員等の派遣
- 二 乙の生徒を対象とした特別講座等の開設
- 三 乙における教科指導及び進路指導に係る指導・助言
- 四 その他両者が協議し同意した事項

(連携事業の実施)

第3条 前条各号に掲げる連携事業の具体的な内容については、両者間で協議・決定のうえ実施する。

(報 酬)

第4条 乙は、第2条各号に掲げる連携事業に係る報酬を、スーパーサイエンスハイスクール委託事業積算に係る統一単価に基づき、連携業務に従事した甲の社員等に支払う。

(期 間)

第5条 この協定は、乙におけるスーパーサイエンスハイスクールの指定が終了する平成17年3月31日まで有効とする。

- 2 有効期間満了までの間、毎年度末に協定内容を見直し、両者間で合意が得られた事項について改訂する。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた事項については、両者間でその都度協議する。

- 2 この協定書は2通作成し、両者が各1通を保有する。

平成14年8月2日

セイコーエプソン株式会社 取締役会長 長野県諏訪清陵高等学校長

(署名)

印

(署名)

印